

平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

1 健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成19年度決算に基づく伊勢原市の健全化判断比率を次のとおり報告します。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
-	-	7.2	84.5

備考 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「-」を表示しています。

2 資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成19年度決算に基づく伊勢原市の資金不足比率を次のとおり報告します。

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
下水道事業特別会計	-

備考 資金不足額がない場合は、「-」を表示しています。

早期健全化基準・・・自治体の自主的な改善努力による財政健全化を図るため、 から のうち、1つでも基準以上となった場合、財政健全化計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告します。

財政再生基準・・・国の関与による確実な再生を図るため、 から のうち、1つでも基準以上となった場合、財政再生計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告します。

一般会計等・・・本市の場合、一般会計に用地取得事業特別会計を加えたものですが、平成19年度決算においては、一般会計が対象となります。

区 分	指標の説明	伊勢原市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	-	12.53	20.0
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率	-	17.53	40.0 *注
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率	7.2	25.0	35.0
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	84.5	350.0	

*注 3年間の経過措置を経て、30.0となります。

公営企業の経営健全化基準・・・公営企業の自主的な改善努力による経営健全化を図るため、公営企業会計ごとに算定した資金不足比率が基準以上となった場合、経営健全化計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告します。

なお、地方財政健全化法上の資金不足比率の対象となる会計は、伊勢原市の場合、下水道事業特別会計です。

資金不足比率	公営企業における資金不足額の、事業規模に対する比率	-	(経営健全化基準) 20.0
--------	---------------------------	---	-------------------

平成19年度		実質赤字比率 (%)	-
健全化判断比率の状況		連結実質赤字比率 (%)	-
市町村コード	142140	実質公債費比率 (%)	7.2
市町村名	伊勢原市	将来負担比率 (%)	84.5
実質赤字比率			
区分		決算額(単位:千円,%)	
線上充用額(A)		0	
支払繰延額(B)		0	
事業繰越額(C)		0	
標準財政規模(D)		19,392,418	
実質赤字比率((A)+(B)+(C))/(D)		-	
連結実質赤字比率			
区分		決算額(単位:千円,%)	
実質収支	一般会計(1)	556,138	-
	資金余剰額	159,491	
実質収支	その他特別会計	国民健康保険特別会計(3)	569,090
		老人保健特別会計(4)	54,574
		駐車場事業特別会計(5)	0
		介護保険特別会計(6)	122,440
		(1)~(6)の額【A】	1,461,733
		標準財政規模【B】	19,392,418
		連結実質赤字比率【A】/【B】×100	-

(注)平成19年度は、全ての会計において黒字となっています。

実質公債費比率			
区分		決算額(単位:千円,%)	
分子	公債費充当一般財源等(線上償還額及び満期一括地方債の元金に係る分を除く)(1)	1,865,334	左の内訳 決算額(千円)
	満期一括地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(2)	0	
	公営企業債の財源に充てたと認められる繰出金(3)	891,270	
	一部事務組合等の起こした地方債の償還に充てたと認められる補助金又は負担金(4)	93,153	
	債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの(5)	149,717	
	一時借入金の利子(6)	368	
	災害復旧費等に係る基準財政需要額(7)	871,150	
	(7)のうち準元利償還金に係るもの(8)	365,037	
	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(9)	280,987	
	(9)のうち準元利償還金に係るもの(10)	224,268	
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金(11)	0	
	密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還金を基礎として算入されたものに限る)(12)	0	
	小計((1)-(6))-((7)-(12))【A】	1,258,400	
	標準財政規模(13)	19,392,418	
(7)~(12)の額(14)	1,741,442		
小計(13)-(14)【B】	17,650,976		
実質公債費比率(単年度)【A】/【B】×100		7.1	
将来負担比率			
区分		決算額(単位:千円,%)	
将来負担額	19年度末一般会計等の地方債現在高(1)	23,767,641	左の内訳 将来負担額(千円)
	債務負担行為に基づく支出予定額(2)	5,578,651	
	一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に対する一般会計等負担見込額(3)	13,469,745	
	組合等の地方債の元金償還に対する本市の負担見込額(4)	273,912	
	退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額(5)	5,280,045	
	設立法人の債務等に対する一般会計等負担見込額(6)	585,501	
	連結実質赤字額(7)	0	
	組合等の連結実質赤字相当額のうち本市の一般会計等の負担見込額(8)	0	
	19年度末充当可能基金現在高(9)	2,327,663	
	充当可能な特定の歳入見込額(10)	6,659,438	
	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額(11)	25,049,439	
	小計(将来負担額-((9)-(11)))【A】	14,918,955	
	標準財政規模(12)	19,392,418	
	災害復旧費等に係る基準財政需要額(13)	871,150	
(13)のうち準元利償還金に係るもの(14)	365,037		
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(15)	280,987		
(15)のうち準元利償還金に係るもの(16)	224,268		
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金(17)	0		
密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還金を基礎として算入されたものに限る)(18)	0		
小計(標準財政規模(12)-算入公債費等(13)-(18))【B】	17,650,976		
将来負担比率【A】/【B】×100		84.5	